

四日市市楠交流会館条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月26日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第19号

四日市市楠交流会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市楠交流会館条例(平成26年四日市市条例第31号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第2条 四日市市楠交流会館(以下「会館」という。)の開館時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、窓口に関する業務を行う日(以下「窓口業務日」という。)は、四日市市の休日を定める条例(平成元年四日市市条例第7号)に定める市の休日以外の日とし、窓口に関する業務を行う時間(以下「窓口業務時間」という。)は、四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和60年四日市市規則第6号)に定める勤務時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、四日市市楠交流会館図書室(以下「図書室」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の開館時間、窓口業務日及び窓口業務時間は、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 会館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

2 図書室の休館日は、前項の規定のほか、月曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日とする。

(使用期間の制限)

第4条 会館を引き続き6日を超えて使用することはできない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用許可の申請)

第5条 条例第3条第1項の規定により、会館の使用許可を受けようとする者(以下

「申請者」という。)は、四日市市楠交流会館使用許可・使用料減免申請書(第1号様式。以下「使用許可申請書」という。)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の初日前1月から受け付けるものとする。ただし、市内在住者については、使用日の属する月の初日前3月から受け付けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める期間前においても受け付けるものとする。

(1) 市が主催する行事等に使用するとき。

(2) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(使用許可の順位)

第6条 会館の使用許可の順位は、申請の順序とする。

(使用許可書の交付)

第7条 市長は、第5条第1項による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、四日市市楠交流会館使用許可・使用料減免決定書(第2号様式。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設の使用の際に、使用許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用料)

第8条 使用者は、使用許可と同時に使用料を納付しなければならない。

2 第9条第2項の規定により、使用の変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対して不足を生じるときは、使用者は、直ちに当該不足額を納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、官公署が使用する場合にあっては、市長は別に納付期限を定めることができるものとする。

(使用の変更又は取消し)

第9条 使用者は、使用許可書に記載された事項を変更し、又は会館の使用を取り消そうとするときは、四日市市楠交流会館使用変更(取消)・使用料還付申請書(第3号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に使用許可書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市楠交流会館使用変更(取消)許可・使用料還付通知書(第4号様式。以下「変更・還

付通知書」という。)を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第10条 条例第6条の規定に基づき使用料を減免する場合は、次に掲げるとおりとする。ただし、第12条に規定する附属設備の使用料は除く。

- (1) 市、教育委員会等が主催し、又は共催する行事に使用する場合
- (2) 公共的団体又は公益的活動を行う団体が、その団体の主たる目的に従い主催する市内の地域社会づくりに寄与する活動、行事等に使用する場合
- (3) 市内の団体がボランティア活動として、市民の福祉、文化等の向上に寄与するために使用する場合
- (4) 災害等による住民の避難場所として使用する場合
- (5) その他市長が特に必要と認める場合

2 使用料の減免を受けようとする者は、使用許可申請書に減免を必要とする理由を記載し、市長に申請しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第7条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
使用者の責めによらない理由で施設の使用ができなかったとき。	使用料の全額
使用日の1月前(使用日の1月前が窓口業務日でない場合は、その直前の窓口業務日とする。)までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	
上記に規定する場合を除き、使用日の前日(使用日の前日が窓口業務日でない場合は、その直前の窓口業務日とする。)までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は四捨五入した額とする。)を差し引いた額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、変更・還付申請書に使用許可書を添えて市長に申請しなければならない。

3 前項の規定により使用料の還付を受けた者が、変更・還付申請書と同時に会館の施設等について第5条に定める使用許可の申請を行う場合に限り、変更・還付申請書に記載された還付金をその使用料に充てることができる。

(附属設備の使用料)

第12条 会館の附属設備の使用料の額は、別表に定める額とする。

(使用者の遵守事項)

第13条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設ごとの収容定員を超えないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙をしないこと。
- (4) 許可を受けた施設等以外のものを使用しないこと。
- (5) その他施設の管理運営上支障となる行為をしないこと。
- (6) その他市長が指示する事項

(特別設備の申請)

第14条 条例第10条に規定する会館に特別の設備を設置するための許可を受けようとする者は、市長に対し、文書で申請しなければならない。

(係員の入場)

第15条 使用者は、係員の職務上の入場を拒んではならない。

(図書室の利用手続)

第16条 図書室及び図書室の資料(以下「資料」という。)を利用しようとする者は、資料の館外利用を除き、利用手続を必要としない。

(資料の館外利用)

第17条 資料を館外で利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 四日市市内の在住者及び在勤者又は四日市市内の学校に在学している者
- (2) その他市長が特に必要と認めた者

2 前項に規定する者で、資料を館外で利用しようとするときは、四日市市楠交流会館図書室個人貸出申込書(第5号様式)を市長に提出し、四日市市図書館共通貸出券(第6号様式)の交付を受けなければならない。

3 館外で利用できる資料は、1人10冊以内とし、利用期間は資料の貸出しを受けた日の翌日から起算して2週間以内とする。

4 次の各号のいずれかに該当する資料は館外では利用できない。

- (1) 貸出禁止を表示した資料

(2) その他市長が指定する資料

(損傷等の届出)

第 1 8 条 使用者は、施設、附属設備又は資料を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の届出)

第 1 9 条 使用者は、その使用が終わったときは、速やかに届け出て点検を受けなければならない。

(補則)

第 2 0 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、廃止前の四日市市楠公民館設置条例施行規則（平成 1 7 年教委規則第 2 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、四日市市楠交流会館条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第 1 2 条関係)

附属設備使用料

種別	単位	金額	備考
拡声器	1回	520円	
映像機器	1回	1,030円	

第3号様式（第9条関係）

四日市市楠交流会館 使用変更（取消） 使用料 還付 申請書													
四日市市長										年 月 日			
										（申請者）			
										住 所			
										団 体 名			
										代表者氏名			
										電 話 番 号			
下記のとおり四日市市楠交流会館の										<input type="checkbox"/> 使用の変更（取消し） <input type="checkbox"/> 使用料の還付		を申請します。	
変更（取消し）の理由													
変 更 の 内 容													
使用料の精算		変 更	既 納 使 用 料			変 更 後 の 使 用 料			差 引 使 用 料				
		取	既 納 使 用 料			徴 収 金			還 付 金				
		消	徴収の理由		四日市市楠交流会館条例施行規則第11条第1項〔 〕の規定によ り〔 〕割を徴収します。								
還付金の処理方法				<input type="checkbox"/> 下記口座に入金する <input type="checkbox"/> 使用料の一部に充てる <input type="checkbox"/> 会計管理室窓口で受け取る									
還付先口座		金融機関		銀行・信金 信組・農協				支店・支所 ()					
				(金融機関コード)				(支店コード)					
		預金種別		1 普通（総合）		2 当座		9 その他 ()					
		口座番号											
		口座名義 (カナで記入)											

第4号様式（第9条関係）

四日市市楠交流会館 使用変更（取消）許可書 使用料還付通知書		年 月 日								
四日市市長	(申請者) 住 所 _____ 団 体 名 _____ 代表者氏名 _____ 電 話 番 号 _____									
下記のとおり四日市市楠交流会館の		<input type="checkbox"/> 使用の変更（取消し）を許可します。 <input type="checkbox"/> 使用料の還付を通知します。								
変更(取消し)の理由										
変 更 の 内 容										
使用料の精算	変 更	既 納 使 用 料	変 更 後 の 使 用 料	差 引 使 用 料						
	取	既 納 使 用 料	徴 収 金	還 付 金						
	消	徴収の理由	四日市市楠交流会館条例施行規則第11条第1項〔 〕の規定により〔 〕割を徴収します。							
還付金の処理方法		<input type="checkbox"/> 下記口座に入金する <input type="checkbox"/> 使用料の一部に充てる <input type="checkbox"/> 会計管理室窓口で受け取る								
還付先口座	金融機関	銀行・信金 支店・支所 信組・農協 ()								
		(金融機関コード)		(支店コード)						
	預金種別	1 普通（総合）	2 当座	9 その他（ ）						
	口座番号	_____								
	口座名義 (カナで記入)	_____								

第5号様式(第17条関係)

発行		四日市市楠交流会館図書室 個人貸出申込書				登録日					
入力											
利用者 コード											

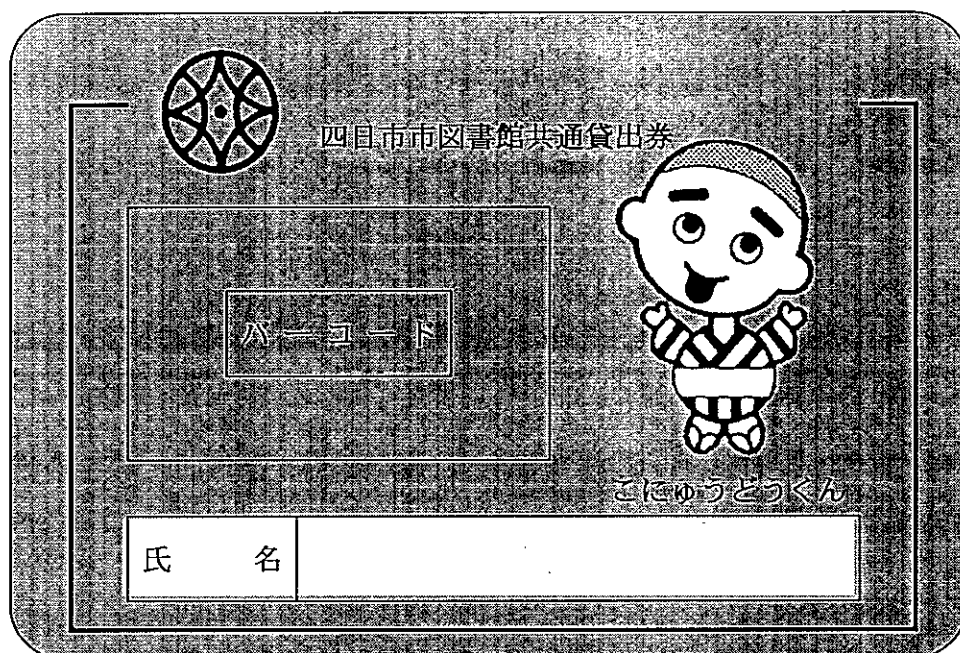
太線の中を記入してください。
 ご記入いただいた個人情報は、図書室業務以外の目的には使用しません。

ふりがな			西暦・大正・昭和・平成
氏名			生年月日 年 月 日生
住所	(〒 —) アパート名・部屋番号などもあればご記入ください 市 郡		
電話	自宅 携帯 その他 []	() —	保護者名
	自宅 携帯 その他 []	() —	
学校名 または 勤務先	勤務先電話() —		ネット予約用パスワード ・希望する ・希望しない

本人確認 1免許証 2保険証 3学生証 4他 [] 受付 []

第6号様式（第17条関係）

(表)



(裏)

- * この貸出券は下記の施設で利用できます。
- * 本を借りるときは、この貸出券をお持ちください。
- * 貸出券の利用責任は記名者本人にかかります。
- * この貸出券をなくしたとき、住所・氏名などが変わったときはお知らせください。
- * この券を拾得された方は、下記の施設までご連絡ください。

四日市市立図書館及び自動車文庫 ☎059-352-5108

あさけプラザ図書館 ☎059-363-0102

楠交流会館図書室 ☎059-397-2277

四日市公害と環境未来館 ☎059-354-8065

(市民文化部市民生活課)